

茨城県障害福祉事業所等サービス継続支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県（以下「県」という。）は、物価上昇の影響がある中、障害福祉事業所等による障害福祉サービスの円滑な継続を図るため、事業者に対し必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇に対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生した時においても障害福祉サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる障害福祉サービス事業所等への支援として、物品の購入費用等に対する補助を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、「入所系サービス事業所」とは、障害者支援施設、障害児入所施設をいう。

2 「居住・通所系サービス事業所」とは、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、短期入所（併設型、単独型に限る）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。

3 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象施設・事業所及び補助対象経費は別表1のとおりとし、補助基準単価は別表2のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額の算定に当たっては、別表2に掲げる対象施設・事業所ごとに、補助対象経費の実支出額と基準単価とを比較して少ない方の

額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

- 2 補助金の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 3 補助基準単価を超えない範囲で、別表 2 に掲げる（1）、（2）の両方の事業を申請することができる。
- 4 1 施設・事業所当たり 1 回まで申請することができる。

(補助金の交付決定)

第 7 条 知事は、前条第 2 項による申請があつた場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。

- 2 知事は、前条の補助申請額の合計額が予算額を超える場合には、予算残額を補助申請額の割合で按分することにより、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(変更交付申請)

第 8 条 前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者という。」）が、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第 6 条の手続きに準じて、変更交付申請書（様式第 3 号）により、事情の変更が生じた日から知事が別に定める日までにこれを行うものとする。

(補助条件)

第 9 条 この補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

(実績報告)

第11条 第7条による補助金交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業の完了の日（補助事業を中止し、又は廃止した場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた時は、交付すべき補助金額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

(検査及び報告)

第13条 知事は、支援金の適正な支給のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、前項の検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(暴力団の排除)

第14条 次に掲げる団体等は、この要項に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に条例第2条第2号及び第3号に該当する者があるもの

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和8年6月8日から施行する。

(別記) 補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項は第8条に基づく変更承認を行うこととし、そのうち軽微なものについてはこの限りではない。

(1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

(2) (1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

(1) 知事は、第12条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

(2) 第12条の規定による実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、第 14 条に該当するに至ったとき。
- (2) (1) の規定は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

8 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

9 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助事業者が知事の承認を受けて (1) の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (3) 補助事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

10 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

11 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金等の交付を受けてはならない。

別表1 補助対象事業、補助対象施設・事業所、補助対象経費

	(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
補助対象事業	・気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても障害福祉サービスを継続するための対策を講じること	・災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備すること
補助対象施設・事業所	・県内に所在し、交付申請時点で指定等を受けている別表2の施設・事業所等	
補助対象外施設・事業所	・休止中の施設・事業所	
補助対象経費	<p>・補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費</p> <p>・その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費</p> <p>【居住・通所系、訪問系】</p> <p>ア. 燃料費、有料道路通行料等の訪問・送迎に係る移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ. ネットクーラー、熱中症対策ウォッチ、冷感ポンチョ等の購入経費</p> <p>【入所系、居住・通所系】</p> <p>ウ. 業務用スポットクーラー、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の購入費用</p>	<p>・補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費</p> <p>・その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費</p> <p>【入所系、居住・通所系、訪問系】</p> <p>ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ等の購入等経費</p> <p>オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>
補助対象外経費	<p>・消費税及び地方消費税</p> <p>・研修の実施や外部事業者への業務委託、人件費、設備の設置工事、建物の修繕等、補助事業の目的に該当しない経費</p> <p>・単品で取得費用が50万円以上となる物品等の購入等に充当した経費</p> <p>・他の補助金と重複する経費</p> <p>・補助対象経費と補助対象外経費の支払いの区別が難しいもの</p>	

別表2 補助対象となる施設・事業所等の種別ごとの補助基準単価

補助対象施設・事業所の種別		補助基準単価 (1事業所又は1定員当たり)	
		(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
入所系サービス事業所	障害者支援施設	6,000円/定員	
	障害児入所施設	6,000円/定員	
居住・通所系サービス事業所	療養介護	200,000円/事業所	
	生活介護	200,000円/事業所	
	自立訓練(機能訓練)	200,000円/事業所	
	自立訓練(生活訓練)	200,000円/事業所	
	就労移行支援	200,000円/事業所	
	就労継続支援A型	200,000円/事業所	
	就労継続支援B型	200,000円/事業所	
	就労定着支援	200,000円/事業所	
	就労選択支援	200,000円/事業所	
	短期入所(併設型、単独型)	200,000円/事業所	
	共同生活援助	200,000円/事業所	
	宿泊型自立訓練	200,000円/事業所	
	児童発達支援	200,000円/事業所	
放課後等デイサービス	200,000円/事業所		
訪問系サービス事業所	居宅介護	200,000円/事業所	
	重度訪問介護	200,000円/事業所	
	同行援護	200,000円/事業所	
	行動援護	200,000円/事業所	
	自立生活援助	200,000円/事業所	
	居宅訪問型児童発達支援	200,000円/事業所	
	保育所等訪問支援	200,000円/事業所	